

ロ 匿名医療保険等関連情報を利用して  
行った調査の成果物が公表されるこ  
と。

ハ 前号八及び二に掲げる要件に該当す  
ること。

三 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及  
び治療の方法に関する研究であつて、次  
に掲げる要件の全てに該当すると認めら  
れる業務

イ 匿名医療保険等関連情報を疾病の原  
因並びに疾病の予防、診断及び治療の  
方法に関する研究の用に供することを  
直接の目的とすること。

ロ 匿名医療保険等関連情報を利用して  
行った研究の成果物が公表されるこ  
と。

ハ 第一号八及び二に掲げる要件に該当  
すること。

四 保健医療の経済性、効率性及び有効性  
に関する研究であつて、次に掲げる要件  
の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名医療保険等関連情報を保健医療  
の経済性、効率性及び有効性に関する  
研究の用に供することを直接の目的と  
すること。

ロ 匿名医療保険等関連情報を利用して  
行った研究の成果物が公表されるこ  
と。

ハ 第一号八及び二に掲げる要件に該当  
すること。

五 国民保健の向上に資する業務であつて  
前各号に掲げるものに準ずるものう  
ち、次に掲げる要件の全てに該当すると  
認められる業務

イ 匿名医療保険等関連情報を国民保健  
の向上に特に資する業務の用に供する  
ことを直接の目的とすること。

ロ 匿名医療保険等関連情報を利用して  
行った業務の内容が公表されること。

ハ 第一号八及び二に掲げる要件に該当  
すること。

2 提供申出者が行う業務が法第十六条の二  
第二項の規定により匿名医療保険等関連情  
報を匿名介護保険等関連情報と連結して利  
用することができる状態で提供を受けよう  
とするものであるときは、当該業務は、前  
項に掲げる業務のいずれかに該当するほ  
か、介護保険法施行規則第四十条の七十  
二の十一第一項各号に掲げる業務のいづれ  
かに該当するものでなければならない。

(匿名医療保険等関連情報と連結して利用  
し、又は連結して利用することができる状  
態で提供することができる情報)

第五條の八 法第十六条の二第二項の厚生労  
働省令で定めるものは、匿名介護保険等関  
連情報とする。

(法第十六条の五の厚生労働省令で定める  
措置)

第五條の九 法第十六条の五の厚生労働省令  
で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 次に掲げる組織的な安全管理に関する  
措置

イ 匿名医療保険等関連情報の適正管理  
に係る基本方針を定めること。

ロ 匿名医療保険等関連情報を取り扱う  
者の権限及び責務並びに業務を明確に  
すること。

ハ 匿名医療保険等関連情報に係る管理  
簿を整備すること。

二 匿名医療保険等関連情報の適正管理  
に関する規程の策定及び実施並びにそ  
の運用の評価及び改善を行うこと。

ホ 匿名医療保険等関連情報の漏えい、  
滅失又は毀損の発生時における事務処  
理体制を整備すること。

(新設)

(新設)